

基安化発 1027 第 2 号
平成 28 年 10 月 27 日

一般社団法人全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(契印省略)

表示・通知義務対象物質の追加に係る周知について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、表記については、平成 28 年 3 月 29 日付け基発 0329 第 4 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」により、27 の化学物質を表示・通知義務対象物質に追加する改正法令についてお知らせするとともに、周知等をお願いしたところです。

厚生労働省では、化学物質等を譲渡提供する際のラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を徹底するため、第 12 次労働災害防止計画において、平成 29 年度までに表示・通知の履行率を 80%とすることを目標として掲げていますが、平成 26 年に実施した労働安全衛生調査(労働環境調査)では 50%に満たない履行率に留まっているところです。

平成 29 年 3 月の本改正法令の施行まで残り 4 か月となりましたが、関係事業者においては追加される 27 物質を含めてラベル表示と SDS 交付への対応の御準備が十分でないことが懸念されます。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、下記の添付のリーフレットを活用する等により、下記の内容の会員に対する周知を図るとともに、化学物質等の適切な管理が行われるよう、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改正政省令の内容

本改正は、一定の有害性が明らかになった化学物質(27 の化学物質)を

以下の①から③の事項の対象となる物質として労働安全衛生法施行令別表第9に追加したものです。

- ① ラベル表示（労働安全衛生法第57条第1項の規定による化学物質等の名称等の表示）
- ② SDSの交付（同法第57条の2第1項の規定による化学物質等の名称等の通知）
- ③ リスクアセスメントの実施等（同法第57条の3第1項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等）

2 施行期日及び経過措置

施行期日は平成29年3月1日です。ただし、施行の際現に存在するものについては、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定は、平成29年8月31日まで適用されません。

3 留意事項等

追加対象物質は、職業性疾病（慢性）に関して安全に使用するための基準（許容濃度等）が示されている物質であり、本改正により事業場における化学物質管理をより適切に行うことができるものです。行政として、令別表第9以外であって、有害性情報の蓄積が十分でない物質への代替化を推奨するものではないことに留意してください。

なお、本改正政令により、これまでの640物質に27物質が追加されますが、改正後の別表第9の物質数（号の数）は663物質となりますので申し添えます。

化学物質を取扱う事業所の皆様へ

ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に 27物質が追加されます

労働安全衛生法施行令などが改正されました
平成29年3月1日施行（※）

亜硝酸イソブチルなど27の化学物質（裏面参照）について、労働安全衛生法施行令別表第9に追加され、以下の3点が義務付けられます

- ☑ 事業所における【リスクアセスメントの実施】
- ☑ 譲渡提供時の【安全データシート（SDS）の提供】
- ☑ 譲渡提供時の【容器等へのラベル表示】

※ 施行日に現に存在するものについては、ラベル表示の義務は平成29年8月31日まで適用されません。

化学物質を出荷する事業所では・・・

- ◆ これらの化学物質を他へ譲渡提供する際には、安全データシート（SDS）を提供するとともに、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などをラベル表示する必要があります。

化学物質を取り扱う事業所では・・・

- ◆ 容器等のラベルに危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）のついている製品については、メーカー等から提供される安全データシート（SDS）を確認し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務についてリスクアセスメントを実施しましょう。

今回追加された物質は、どのように扱えば安全であるかが明らかになっている物質です。SDS交付等の対象となったことを理由に、安易に有害性の不明確な物質への代替化を図ることは、かえって職場のリスクを増大させる場合があります。危険有害性の程度に応じ、適切に管理して使用するようになしましょう。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

追加される物質

該当物質の含有率が裾切値未満のものは対象となりません

物質名	CAS番号	裾切値		主な用途 (参考)
		ラベルの 表示	SDS(通知) リスクアセス メント	
亜硝酸イソブチル	542-56-3	1%未満	0.1%未満	芳香剤添加物
アセチルアセトン	123-54-6	1%未満	1%未満	触媒(金属キレート)原料, 接着剤原料, 溶剤, 有機合成中間体
アルミニウム	7429-90-5	1%未満	1%未満	金属(圧延品)・電線・ダイカスト原料
エチレン	74-85-1	1%未満	1%未満	ポリエチレン・アセトアルデヒド・酸化エチレン・塩化ビニル・エチルベンゼンなどの原料
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	112-07-2	1%未満	0.1%未満	塗料・インキ溶剤, 洗浄剤
クロロ酢酸	79-11-8	1%未満	1%未満	カルボキシメチルセルロース原料, 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸原料, チオグリコール酸及び両性界面活性剤原料
O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O' O' ' -ジエチル=ホスホロチオアート	56-72-4	1%未満	1%未満	殺虫剤
三弗化アルミニウム	7784-18-1	1%未満	0.1%未満	非鉄金属の製錬用融剤, 陶磁器の釉薬, 溶接棒フラックス, アルミナインジグ用, 光学レンズ原料
N, N-ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1%未満	1%未満	重合停止剤, 着色防止剤
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1%未満	1%未満	溶剤
ジクロロ酢酸	79-43-6	1%未満	0.1%未満	有機合成原料, 医薬原料
ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名DEP)	52-68-6	1%未満	0.1%未満	農薬(殺虫剤)
水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	22722-98-1	1%未満	1%未満	有機合成還元剤
テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1%未満	0.1%未満	不飽和ポリエステル樹脂・アルキド樹脂原料, エポキシ樹脂硬化剤
N-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	1%未満	0.1%未満	結合剤, 反応性希釈剤, ポリマー原料(医薬, 化粧品, 工業用)
ブテン	25167-67-3 107-01-7 590-18-1 624-64-6 106-98-9 115-11-7	1%未満	1%未満	スチレン・ブタジエンゴム原料, ブタジエンゴム原料
プロピオンアルデヒド	123-38-6	1%未満	1%未満	医薬・樹脂原料, 食品添加物(香料, 香辛料)
プロペン	115-07-1	1%未満	1%未満	アクリロニトリル・ポリプロピレン・エチレンプロピレンゴム・オクタノール・プロピレンオキシド・アセトン・イソプロピルアルコールなどの原料
1-ブロモプロパン	106-94-5	1%未満	0.1%未満	医薬・農薬原料
3-ブロモ-1-プロペン(別名臭化アリル)	106-95-6	1%未満	1%未満	有機合成原料
ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム	13775-53-6	1%未満	1%未満	フラックス, アルミ精錬融剤, エナメル・ガラスの乳白剤, ゴム充填剤, 殺虫剤原料
ヘキサフルオロプロペン	116-15-4	1%未満	1%未満	共重合用原料
ペルフルオロオクタン酸	335-67-1	0.3%未満	0.1%未満	半導体用, 消火剤, 撥水剤, 紙の表面処理剤, 樹脂改質剤
メチルナフタレン	90-12-0 91-57-6	1%未満	1%未満	ナフトエ酸原料, 蛍光増白剤・界面活性剤原料, 農薬溶剤, ビタミンK3用原料
2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	1%未満	0.1%未満	染料・顔料中間体
N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	1%未満	0.1%未満	樹脂溶剤, アセチレン溶剤, MOS半導体製造用溶剤, 化粧品基剤
沃化物	7681-11-0他	1%未満	1%未満	(沃化カリウムの例)写真薬, 有機合成原料, 分析用試薬等

※「主な用途」出典: 独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)